

令和2年10月30日開会

令和2年10月30日閉会

令和2年

第4回臨時会会議録

小豆島町議会

令和 2 年 第 4 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 105 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 2 年第 4 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 10 月 27 日

小豆島町長 松 本 篤

記

- 期 日 令和 2 年 10 月 30 日（金）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
 - 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）
 - 監査委員の選任につき同意を求めることについて

開 会 令和 2 年 10 月 30 日（金曜日）午前 9 時 30 分

閉 会 令和 2 年 10 月 30 日（金曜日）午前 9 時 37 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	10月30日
1	藤 本 傳 夫	○
2	三 木 卓	○
3	大 下 淳	○
4	森 弘 章	○
5	藤 井 孝 博	×
6	中 松 和 彦	○
7	大 川 新 也	○
8	柴 田 初 子	○
9	森 崇	○
10	森 口 久 士	○
11	安 井 信 之	○
12	鍋 谷 真 由 美	○
13	浜 口 勇	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事	大 江 正 彦	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 秀	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○
高 齢 者 福 祉 課 長	立 花 英 雄	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○

職務のため出席した者の氏名
 議会事務局長 森 貞 二
 書記 立 住 貴 彦

議事日程
 別紙のとおり

令和2年第4回小豆島町議会臨時会議事日程

令和2年10月30日(金) 午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第11号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)

第4 議案第56号 監査委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)

開会 午前9時27分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

本臨時会の議事日程につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおりと決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年小豆島町議会第4回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告1件、人事案件1件をご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届出議員は5番藤井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回臨時議会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、13番浜口勇議員、1番藤本傳夫議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 日程第3、報告第11号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第11号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

旧内海病院における医療事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 上程議案集の2ページをお開きください。

報告第11号損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告についてご説明申し上げます。

1ページおめくりください。

平成14年4月23日に旧の内海病院におきまして発生した医療事故について、損害賠償の額を定め、和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

1、和解の相手方でございますけれども、県外在住の個人でございます。

2、和解の内容につきましては、(1)にありますように、相手方に対し損害賠償金として44万9,440円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償額の全額が、当時内海病院が加入しておりました自治体病院共済会の保険で賄われることとなっております。

医療事故の概要でございますが、平成14年4月に旧内海病院で出産され、その後小児科で入院していた男の子なんですけれども、点滴を行っていたところ液漏れが発見され、液漏れした手の甲が黒ずむなど皮膚の異常が認められたものでございます。その後の成長過程の影響を考え、定期的を受診をしていただいておりますが、18年が経過した本年をも

ちまして治療を終了するという事で、また後遺症も認められないという事で和解した  
ものでございます。以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第56号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第56号監査委員の選任につき同意を求めるこ
とについてを議題とします。10番森口久士議員の退場を求めます。

〔10番 森口久士君 退場〕

○議長（谷 康男君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第56号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案
理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、議員のうちから選任すべき監査委員についてご同意をお願いする
ものでございます。

選任にご同意いただきたいのは、森口久士議員でございます。

現監査委員の藤井孝博議員から、令和2年10月31日をもって監査委員を退職したい旨の
願いが提出され、これを承認いたしました。つきましては、後任といたしまして森口久士
議員を監査委員に選任しようとするものであり、地方自治法第196条第1項の規定に基づ
き、議会の同意を求めるものでございます。ぜひ、ご同意賜りますようお願い申し上げま
す。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） 議員の中から1名ということですけど、森口議員は今議会運営委
員会委員長をしておりますが、役職の兼任は、この監査委員の場合は可能なかどうかを
確認したいと思います。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 特にそういった禁止の規定はございませんので、問題はない
かと考えております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略して、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第56号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

森口久士議員の入場を求めます。

〔10番 森口久士君 入場〕

○議長（谷 康男君） 以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和2年度第4回小豆島町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前9時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員